

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条第1項	都市計画施設等の区域内の建築許可	都市計画課

1 審査基準は、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第54条各号に定めるほか、建築しようとする建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものについて、その許可をする。

(1) 階数が3で、かつ、地階を有しないこと。

(2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

また、次表の区域においては、同法第54条及びこの項(1)の規定にかかわらず、許可をすることがある。

盛岡広域都市計画道路		区域	廃止予定 の延長	廃止予定の区域
番号	路線名	延長		
3・6・86	鍛冶町上衆小路 線	約 1,360 m	約 1,360 m	全部（起点から終点まで）

2 標準処理期間は、14日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。